

議案第 6 号

佐倉市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

佐倉市農業集落排水処理施設条例（平成6年佐倉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号の表中「840円」を「1, 118円」に改め、同項第2号の表中

「

85円
105円
135円
160円
175円

」を

「

113円
139円
179円
212円
232円

」に改め、同条第2項中「につき、」の

次に「3人までは」を、「8立方メートル」の次に「、4人からは1月当たり4立方メートル」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第15条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐倉市農業集落排水処理施設条例第15条第1項の規定は、平成29年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書の規定による改正後の佐倉市農業集落排水処理施設条例第15条第2項の規定は、平成29年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。